



三重県公報

令和6年5月17日（金）

第 515 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
371	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定	(消 防 ・ 保 安 課)	2
372	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
373	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	2
374	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
375	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	3
376	同件	(同)	3
377	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	4
378	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(水産資源管理課)	4
379	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	4
380	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(同)	5
381	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(同)	5
選 管 告 示			
15	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	5
16	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	6
17	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出及び指定の取消しの届出	(同)	7
18	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	7
19	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	7
20	公職選挙法第161条第1項第3号の施設に変更があった旨の報告	(同)	8
21	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	8
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	9
	同件	(デジタル改革推進課)	9
	落札者を決定した旨	(災害対策推進課)	9
正 誤			
	令和5年3月20日付け三重県公報号外	(警 察 本 部)	9
	令和6年3月25日付け三重県公報号外	(同)	12

告 示

三重県告示第 371 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売事業者の名称	所在地	認定年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
アポロ興産 株式会社	伊賀市四十九町 1140	令和 6 年 4 月 9 日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号（第一号認定）

三重県告示第 372 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	ちかこ薬局	四日市市采女が丘 1 丁目 159		薬局	令和 6 年 4 月 1 日
薬局	はね調剤薬局津南店	津市下弁財町津興 3070		薬局	令和 6 年 4 月 1 日
薬局	健やか薬局城山店	津市城山二丁目 15 番 1 号		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	とまと薬局	松阪市上川町 2194-16		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	神志山駅前薬局	南牟婁郡御浜町下市木樫山 4649-88		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション シェルホーム	四日市市新正 1 丁目 8-18		訪問看護	令和 6 年 5 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションつなぐ	鈴鹿市神戸七丁目 8 番 1 号		訪問看護	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 373 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退 年 月 日
薬局	ハロー薬局鈴鹿店	鈴鹿市平田 1 丁目 3 番 3 号		薬局	令和 6 年 4 月 1 日

三重県告示第 374 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 15 日 第 16 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
みえなか農業協同組合	代表理事組合長 山本 清巳	三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
田中 大紀	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023643
松岡 集	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023644
丸山 明久	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023645
稲垣 徹	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023646
榊 彩希	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023647

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
川合 司朗	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2413231
伊藤 哲也	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415235
山田 直之	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417242
森下 恵司	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2420245

三重県告示第 375 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

いなべ市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 376 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 377 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 378 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

大内山川漁業協同組合

度会郡大紀町崎 2167

三重内共第 13 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和 6 年 6 月 14 日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 6 年 5 月 8 日

三重県告示第 379 号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

令和6年5月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
伊勢農業協同組合	大宮支店滝原	度会郡大紀町滝原 1000	令和6年5月7日

三重県告示第380号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和6年5月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
伊勢農業協同組合	大宮支店	度会郡大紀町滝原 1000	度会郡大紀町野原 1321-1	令和6年5月7日

三重県告示第381号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和6年5月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	廃 止 す る 販 売 所			廃止年月日
	名 称	所 在 地		
株式会社 百五銀行	尾鷲支店 海山プラザ出張所	北牟婁郡紀北町相賀 827 番地 3		令和6年5月24日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和6年5月17日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
石川まさひろ後援会	佐 藤 弘 道	石 川 正 浩	津市大里窪田町 2709-1	令和6年 4月3日	
野沢たくま後援会	野 沢 琢 磨	野 沢 琢 磨	桑名市柳原 121-1	令和5年 1月17日	
三重環境保全有志会	木 全 弘 幸	木 全 弘 幸	松阪市曾原町 1927-18	令和6年 1月15日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党飯高支	木 下 幸 一	主たる	松阪市飯高町森	松阪市飯高町七	令和6年	政党

部	事務所 の所在地	314-3	日市 468	4 月 1 日	
自由民主党三重県 電気通信支部	福 山 和 則	代表者 木 下 幸 一 会計責任者 加 藤 宗 広	水 谷 晴 夫 浜 野 正 光	令 和 6 年 4 月 1 日	政党
自由民主党三重県 四日市市第一支部	津 田 健 児	代表者 津 田 健 児 会計責任者 津 田 健 児	中 川 寿 希	令 和 6 年 3 月 6 日	政党
自由民主党度会支 部	大 野 原 徳	代表者 山 北 佳 宏 会計責任者 山 北 佳 宏	中 村 徹 也	令 和 6 年 2 月 7 日	政党
日本維新の会衆議 院三重県第 2 選挙 区支部	森 口 あゆみ	代表者 森 口 あゆみ 会計責任者 森 口 あゆみ	山 下 明 美	令 和 6 年 4 月 1 日	政党
伊勢地区歯科医師 連盟	田 口 昇	代表者 田 所 晋 会計責任者 田 所 晋	富 田 薫	令 和 5 年 6 月 18 日	
かみまり後援会	木 村 俊 介	代表者 木 村 俊 介 会計責任者 上 大 将	坂 正 春 千 馬 恵 美	令 和 6 年 3 月 1 日	
坂本直司後援会	坂 本 直 司	代表者 坂 本 寿美子 会計責任者 坂 本 寿美子	坂 口 勇 三	令 和 6 年 4 月 1 日	
津田健児後援会	津 田 健 児	代表者 津 田 健 児 会計責任者 津 田 健 児	中 川 寿 希	令 和 6 年 3 月 6 日	
中島清晴後援会	中 島 悦 子	代表者 中 島 悦 子 会計責任者 中 島 悦 子	松 本 一 生	令 和 6 年 3 月 5 日	
浜井はつお後援会	濱 井 初 男	代表者 濱 井 初 男 会計責任者 濱 井 初 男	西 岡 稔	令 和 5 年 12 月 21 日	
三重県トラック運 送事業政治連盟	小 林 俊 二	主たる事務所 津市栄町一丁目 941	津市桜橋三丁目 53-11	令 和 5 年 4 月 1 日	
森口あゆみ後援会	松 本 祐 樹	代表者 森 口 あゆみ 会計責任者 森 口 あゆみ	高 木 修	令 和 6 年 4 月 1 日	
森はるか後援会	結 城 遥 香	代表者 結 城 遥 香 会計責任者 結 城 遥 香	森 遥 香	令 和 5 年 8 月 4 日	
やながわ平和後援 会	大 塚 順	代表者 大 塚 順 会計責任者 大 塚 順	星 野 輝 夫	令 和 5 年 5 月 1 日	
山口かずひろ後援 会	山 口 隆	代表者 山 口 隆 会計責任者 山 口 隆	山 口 雅 義	令 和 5 年 11 月 25 日	
山田ゆきこ後援会	河 合 重 貴	代表者 河 合 重 貴 会計責任者 河 合 重 貴	藤 田 ヨシ子	令 和 6 年 3 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 5 月 17 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県海運支部	伊 藤 豊 久	令和 6 年 3 月 31 日	政党
石田正子後援会	渡 辺 武 司	令和 5 年 12 月 20 日	
岡野恵美後援会	岡 野 恵 美	令和 6 年 3 月 1 日	

豊田つかさ後援会	花 岡 俊 雄	令和 5 年 12 月 20 日
浜井はつお後援会	濱 井 初 男	令和 5 年 12 月 21 日
東豊浜会	角 屋 喜久夫	令和 6 年 3 月 13 日
山口かずひろ後援会	山 口 隆	令和 6 年 3 月 8 日
若者主役党	三 林 幸 樹	令和 6 年 3 月 21 日

三重県選挙管理委員会告示第 17 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 5 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 資金管理団体の指定				
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
川 村 幸 康	四日市市議会議員	川村幸康後援会	四日市市寺方町 2265-3	令和 5 年 1 月 1 日
2 資金管理団体の指定の取消し				
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日		
濱 井 初 男	浜井はつお後援会	令和 5 年 12 月 21 日		

三重県選挙管理委員会告示第 18 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 2 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

令和 6 年 5 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
四日市の田中とおる後援会	田 中 徹	石 川 篤	四日市市三滝台 2 丁目 1	
す ぐ り 英 明 後 援 会	葛 山 稔	宮 田 博	津市一身田上津部田 747	
津市の新しい未来を創る会	葛 山 稔	宮 田 博	津市半田 1450-4	
藤 田 清 隆 後 援 会	藤 田 清 隆	藤 田 星	多気郡多気町弟国 146-1	
川 合 滋 後 援 会	川 合 滋	川 合 滋	名張市箕曲中村 74-1	
み ら い オ フ ィ ス 名 張	森 脇 和 徳	森 脇 佳 与	名張市桜ヶ丘 3088-46	
東 篤 布 後 援 会	東 篤 布	東 久 誉	北牟婁郡紀北町相賀 480-100	

三重県選挙管理委員会告示第 19 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 5 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示
不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
病院 (略) (略) 津市寿町16-24 津生協病院	病院 (略) (略) 津市船頭町1721番地 津生協病院

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 20 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 6 年 5 月 17 日

		三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋	
選挙管理委員会名	施 設 名	所 在 地	変更年月日
亀山市選挙管理委員会	城東地区コミュニ ィセンター	(変更前) 亀山市東丸町 517 番地 6 (変更後) 亀山市東町 1 丁目 8 番 8 号	令和 6 年 4 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 21 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 5 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町名	施設	所在地	市町名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	城東地区コミ ュニティセン ター	<u>亀山市東町 1 丁 目 8 番 8 号</u>	亀山市	城東地区コミ ュニティセン ター	<u>亀山市東丸町 517 番地 6</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 5 月 9 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 6 年 5 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（1 級基準点測量）
- 作業地域
桑名郡木曽岬町新輪

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年5月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県総合税システム維持管理業務委託
2	担 当 部 局	津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階 三重県総務部税務企画課電算班
3	契約の相手方を決定した日	令和6年3月29日
4	契 約 の 相 手 方	三重県津市羽所町 700 番地 富士通 J a p a n 株式会社 東海公共ビジネス部 部長 馬淵 正人
5	契 約 金 額	81,826,800 円（うち消費税及び地方消費税 7,438,800 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年5月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	在宅勤務システム運用保守業務
2	担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課
3	契約の相手方を決定した日	令和6年4月1日
4	契 約 の 相 手 方	愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ ネットワンシステムズ株式会社 中部支社 支社長 松本 陽一
5	契 約 金 額	53,964,341 円（うち消費税及び地方消費税 4,905,849 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年5月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	物 品 等 の 名 称 及 び 数 量	災害用備蓄物資（食料） 1,872 箱
2	担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 三重県防災対策部災害対策推進課
3	落 札 者 決 定 日	令和6年4月23日
4	落 札 者	三重県津市岩田 2 番 8 号 株式会社山口商会 代表取締役 山口 幸久
5	落 札 金 額	入札価格 63,853,920 円 契約金額 68,962,233 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和6年3月8日

正 誤

令和5年3月20日付け三重県公報号外に登載しました、三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例中
ページ 行

37 下から 11

2 6 (略)	2 6 (略)
2 (略) 3 技能検定員審査を受けようとする者が別表第八の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、技能検定員審査手数料の額は、別表第七の十九の項の下欄の規定にかかわらず、別表第八の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の十九の項の下欄に定める額から、別表第八の下欄に定める額を減じた額とする。 4 教習指導員審査を受けようとする者が別表第九の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、教習指導員審査手数料の額は、別表第七の二十一の項の下欄の規定にかかわらず、別表第九の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の二十一の項の下欄に定める額から、別表第九の下欄に定める額を減じた額とする。 5 法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第百八条の二第一項第二号、第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二十八号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。 6 (略)	2 (略) 3 技能検定員審査を受けようとする者が別表第八の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、技能検定員審査手数料の額は、別表第七の十七の項の下欄の規定にかかわらず、別表第八の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の十七の項の下欄に定める額から、別表第八の下欄に定める額を減じた額とする。 4 教習指導員審査を受けようとする者が別表第九の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、教習指導員審査手数料の額は、別表第七の十九の項の下欄の規定にかかわらず、別表第九の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第七の十九の項の下欄に定める額から、別表第九の下欄に定める額を減じた額とする。 5 法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第百八条の二第一項第二号、第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二十六号の講習手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。 6 (略)
備考 (略)	備考 (略)

備考（略）

別表第八（第八条第一項第十九号関係）

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
(略)	(略)	(略)

備考

一 技能検定員審査を受けようとする

備考（略）

別表第八（第八条第一項第十七号関係）

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
(略)	(略)	(略)

備考

一 技能検定員審査を受けようとする

者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。

一 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第二十一号関係）

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
(略)	(略)	(略)
備考		
一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十		
一の項の下欄に定める額から更に大		

者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとする。

一 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
(略)	(略)	(略)
備考		
一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九		
の項の下欄に定める額から更に大型		

型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千四百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百五十円を減ずるものとする。 一 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の二十一の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。	自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千四百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百五十円を減ずるものとする。 一 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。
---	---

令和6年3月25日付け三重県公報号外に登載しました、三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例中
ページ 行

53 下から3

第十条、第十二条 (略) 第十条 (略) 2 前項の手数料の額は、別表第十一の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。 第十一条・第十二条 (略)	第十一条、第十三条 (略) 第十一条 (略) 2 前項の手数料の額は、別表第十二の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。 第十二条・第十三条 (略)
--	--

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
